

(保 39)

令和 2 年 5 月 1 日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

松 本 吉 郎

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた
指導監査等の取扱いについて

令和 2 年度における指導、監査、適時調査につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い例年どおり実施することが困難な状況でありますことから、まずは 4 月から 6 月までの計画について、都道府県医師会と各厚生局で調整し合意した結果を踏まえて対応していただいているところでございます。

その後、4 月 7 日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言によって 5 月 6 日までの間、7 都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定され、4 月 16 日からは全都道府県に対象区域が拡大されたところ です。

これを受け、厚生労働省当局と相談した結果、全都道府県を対象とした緊急事態宣言の期間中は、原則として中止または延期とすることとしました。

なお、今後、緊急事態宣言が解除された都道府県においては、地域の感染状況、医療機関等の感染患者の対応状況等を勘案して、再開時期等について、都道府県医師会に相談するよう調整いたしましたので、ご対応を検討いただければ幸いです。

繰り返しになりますが、指導は数値目標を設定して、件数を消化するものではなく、あくまでも適正な保険請求を促す教育的なものであります。このような時期に強制的に実施するような性格のものではありませんことから、各地域の医療機関の状況等に十分配慮して実施するよう、厚生局に要請するとともに、慎重にご対応いただきますよう何卒よろしくお願いいたします。

(添付資料)

1. 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた指導監査等の取扱いについて（令和2年4月30日 厚生労働省保険局医療課 医療指導監査室 事務連絡）

事務連絡
令和2年4月30日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課
医療指導監査室

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた指導監査等の取扱いについて

令和2年4月から6月までの間に地方厚生（支）局において計画されていた指導監査等については、医師会、歯科医師会、薬剤師会（以下「関係団体」という。）とご調整いただいたところですが、同年4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言により、5月6日までの間、7都府県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定され、また、同月16日から全都道府県に対象区域が拡大されているところ

です。
これを受けて、今年度の適時調査、各種指導、監査については、原則として、下記によることとしたので、適切に対応していただくようお願いします。

記

- 1 全都道府県を対象とした緊急事態宣言の期間中は、原則として適時調査、各種指導、監査は中止又は延期すること。
ただし、監査について、至急実施することを要する場合は、関係団体と調整した上で、合意を得られれば、十分な感染予防対策を施した上で実施しても差し支えないこと。
- 2 緊急事態宣言が解除された都道府県については、地域の感染状況、医療機関等の感染患者の対応状況等を踏まえ、再開時期等について、関係団体と十分協議を行うこと。